

檀原市立図書館対面朗読利用要綱

(平成8年5月30日教育委員会告示第9号)

改正 平成16年3月26日教育委員会告示第4号

(趣旨)

第1条 檀原市立図書館(以下「図書館」という。)における対面朗読の利用については、檀原市立図書館の管理運営に関する規則(平成8年檀原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第14条に定めるもののほか、この要綱の規定による。

(登録の申請)

第2条 図書館の対面朗読を利用しようとする者(以下「利用」という。)は、本人又は代理人が、身体障害者等対面朗読申請書(別記様式)を館長に提出しなければならない。

(利用の申込み)

第3条 利用者は、対面朗読を利用しようとするときは、利用日時及び資料名等を口頭又は書面で図書館に連絡し、館長の承認を受けなければならない。

(利用日時)

第4条 利用者が、図書館が準備する対面朗読を利用できる日時は、休館日、日曜日及び祝日を除いた日の午前10時から午後4時までとし、1回の利用時間は2時間以内とする。

(利用日時の調整)

第5条 利用日時については、利用者が対面朗読を伴う場合を除き、朗読奉仕者の日程等に基づき、館長が調整のうえ決定する。

(経費の負担)

第6条 図書館は、朗読奉仕者(利用者に伴う対面朗読者を除く。)が来館に要する経費等を負担するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会告示第4号)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際に、現に残存する用紙は、適宜所要の修正を加え使用することがで

きるものとする。

